

宮古地区広域行政組合広報

平成28年7月15日発行
第4号

宮古地区広域行政組合
事務局総務課
宮古市千徳 14-121-5
電話 0193-64-2011

広域市町村消防演習



山田町



宮古市

田野畑村



宮古市



岩泉町

消防団員募集

地元を守る消防団
～大切な「日常」のために私たちができること～

目次

- 2～3 消防車両紹介
- 4 平成28年度に実施する主な事業
- 5 し尿処理施設基幹的設備改良工事
- 6 宮古地区広域行政組合職員の募集
- 7～9 事務局施設課からのお知らせ
- 10 消防からのお知らせ
- 11 宮古地区広域行政組合議会議員紹介・平成27年度議会報告
- 12 宮古消防署田老分署が完成しました

屈折はしご付消防ポンプ自動車 スカイアームΣ 25



消防車両紹介

消防本部では、はしご車1台を宮古消防署に配備しています。このはしご車は、屈折はしご付消防ポンプ自動車といい、梯体が折れ曲がりΣ（シグマ）形をしていることから、障害物をかわして伸ばすことができます。主に中高層建物での救助活動と消火活動時に使用します。



○主な仕様

配置年	平成14年		
メーカー	日野自動車(株)		
機装	日本機械工業(株)		
長さ	9.67 m	高さ	3.72 m
幅	2.50 m	総重量	約16 t



○主な性能

地上から約26mの高さまで、はしごが伸びます。(約8階建ビルに相当)
水平に約16mはしごが伸びます。
はしごは360度廻ります。
はしごの先端から放水できます。
はしごを使用しなくても、ポンプ車として放水できます。



特別救助隊員に聞く

宮古消防署に配備されているはしご車は、特別救助隊が運用しています。

宮古消防署第二中隊特別救助隊機関員佐々木秀樹消防副士長（32歳）に、はしご車の運転や操作時に心がけていることを聞きました。



コメント

はしご車は、建物等の直近での活動となることから、周囲の電線や障害物の位置を把握しながら操作しています。

また、約16tという重さがあり、地盤の

強さ、マンホールの位置など上空だけでなく地上の状態も考えながら車両の位置を決めています。

震災以降、災害公営住宅など中高層建物が建設されており、「はしご車を近くまで進入させるため、障害物はないか、地盤は強固であるか」などの現地調査も実施しています。

高所で助けを待つ人は不安や恐怖を抱くと思います。特別救助隊は、このような人々を安全かつ迅速に助けることができるよう、日々訓練に励んでいます。

Profile

佐々木 秀樹（ささき ひでき）



宮古市田老出身
平成16年度消防士
平成22年全国消防救助技術大会
出場（ロープブリッジ渡過の部）
平成28年救急救命士資格取得
平成24年4月より宮古消防署で
勤務し現在に至る。

平成28年度に実施する主な事業

平成28年度の組合一般会計当初予算の総額は歳入、歳出それぞれ51億3,691万6千円。前年度当初予算と比べて391万7千円、0.1%の増額となっています。

【歳入】 (単位:千円、%)

款	H28 予算額	構成比	対前年度増減額
1 分担金及び負担金	4,588,493	89.3	116,475
宮古市	2,741,294	53.4	311,245
山田町	839,638	16.2	△474,596
岩泉町	706,858	13.8	189,563
田野畑村	300,703	5.9	90,263
2 使用料及び手数料	47,637	0.9	△3,788
3 国庫支出金	468,365	9.1	△118,640
4 県支出金	16,990	0.4	9,589
5 財産収入	361	—	0
6 繰越金	1	—	0
7 諸収入	15,069	0.3	283
8 組合債	0	—	△2
歳入合計	5,136,916	100.0	3,917

【歳出】 (単位:千円、%)

款	H28 予算額	構成比	対前年度増減額
1 議会費	2,599	0.1	△6
2 総務費	84,059	1.6	△3,227
3 衛生費	2,971,879	57.9	725,518
4 消防費	2,039,379	39.7	411,821
5 災害復旧費	2	—	△1,106,099
6 公債費	36,998	0.7	△24,090
7 予備費	2,000	—	0
歳出合計	5,136,916	100.0	3,917

議会事業 2,599千円

宮古地区広域行政組合議会の議会開催・議員報酬、研修等に要する経費です。

一般管理事業 83,634千円

財務会計システム等の運用など事務局の管理運営に要する経費です。

清掃総務事業 152,334千円

山田町、岩泉町及び田野畑村のごみ収集運搬委託等に要する経費です。主な内訳は次のとおりです。

山田町地域ごみ収集運搬委託料	64,018千円
岩泉町地域ごみ収集運搬委託料	66,846千円
田野畑村地域ごみ収集運搬委託料	21,284千円

ごみ焼却施設事業 313,681千円

清掃センターの管理運営、施設の修繕等に要する経費です。

埋立処分地施設事業 108,780千円

最終処分場の管理運営に要する経費です。

し尿処理施設事業 197,100千円

宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場の管理運営に要する経費です。

汚泥混焼施設事業 17,599千円

下水処理に伴い発生した汚泥を焼却する施設の管理運営に要する経費です。

リサイクル施設事業 90,055千円

リサイクル施設の管理運営に要する経費です。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業 1,390,145千円

ごみ焼却施設の延命化を図るために要する経費です。

し尿処理施設基幹的設備改良事業 702,175千円

し尿処理施設の延命化を図るために要する経費です。

常備消防事業 1,647,580千円

消防職員の人件費を始めとした火災予防、警防、救急、救助業務等に要する経費です。

消防施設事業 391,799千円

消防施設の整備及び車両購入に要する経費です。

し尿処理施設基幹的設備改良工事

し尿処理施設の基幹的設備改良工事を実施します。

●工事の目的

宮古衛生処理センターは、昭和63年に稼働を開始してから約28年が経過しており、施設を構成する各設備は老朽化が進行している状況です。

組合では、し尿処理施設を引き続き安定して稼働させること、最新の省エネ機器の導入により、施設からの二酸化炭素排出量を3%以上削減することを目的として、基幹的設備の改良工事を実施します。

●契約者名

株式会社クリタス

●契約金額（税込み）

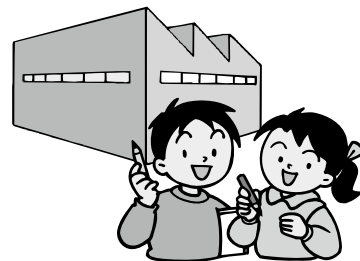
1,090,800,000円

●工事期間

平成28年6月～平成30年3月

●見学受入休止について

安全確保のため工事終了までの間、見学者の受け入れを休止します。



宮古衛生処理センター

宮古地区広域行政組合職員の募集

【募集職種／採用予定人数／受験資格】

●消防職員

初級消防／5人程度

受験資格

平成3年4月2日以降に生まれた人で、高校卒業以上の学歴を有する人（卒業見込みも含む）。

消防職員として職務遂行に必要な身体、体力を有する健康な人。

●事務局技術職員

初級機械／1人

受験資格

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、高校卒業以上の学歴を有する人（卒業見込みも含む）。

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

（消防職員、事務局技術職員共通）

■日本国籍を有しない人

■成年被後見人または被保佐人

■禁固刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

■日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

●試験日／場所

■第一次試験＝9月18日(日)

午前9時30分受付、午前10時開始
会場／岩手県立大学宮古短期大学部

■最終試験＝10月／市民総合体育館

●試験の内容

【消防職員】

■第一次試験＝教養試験、作文試験、消防適性検査

■最終試験＝人物試験（個別面接）、身体検査、体力検査

【事務局技術職員】

■第一次試験＝教養試験、作文試験、専門試験

■最終試験＝人物試験（個別面接）、身体検査（健康診断書を提出）

●受験申込用紙の配布

7月15日(金)から次の場所で配布します。

【消防職員】

■消防本部、宮古・山田・岩泉消防署

田老・田野畑・新里・川井分署

上記のほか、消防本部ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.fire.miyako.iwate.jp>)

郵便請求の場合は、封筒の表に「受験願書希望」と赤字で明記し、120円切手を貼ったA4版返信用封筒（住所、氏名を明記）を同封して、宮古地区広域行政組合消防本部総務課職員係まで請求してください。

【事務局技術職員】

■宮古地区広域行政組合事務局総務課、宮古市役所3階総務課、田老・新里・川井総合事務所1階窓口、山田町、岩泉町、田野畑村各役場総務担当課

上記のほか、事務局ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.miyako-kouiki.jp>)

郵便請求の場合は、封筒の表に「技術職員」と赤字で明記し、120円切手を貼ったA4版返信用封筒（住所、氏名を明記）を同封して、宮古地区広域行政組合事務局総務課庶務係まで請求してください。

●受付期間

7月15日(金) 午前8時30分から8月10日(水) 午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）持参、郵送ともに8月10日(水) 午後5時15分必着。

●成績順位の通知

試験の結果不合格になった人で、希望者には試験の得点と順位をお知らせします。

●申し込み・問い合わせ

■消防職員

宮古地区広域行政組合消防本部
総務課職員係

(〒027-0072 宮古市五月町2番1号

TEL71-1193)

■事務局技術職員

宮古地区広域行政組合事務局
総務課庶務係

(〒027-0058 宮古市千徳14-121-5

TEL64-2011)

事務局施設課からのお知らせ

ごみの持ち込みについて

集積所にごみを出せない場合や一度に多量のごみを出したい場合は、直接ごみ処理施設に持ち込んでください。

直接持ち込みできない場合は、お住まいの地域の許可業者に依頼してください。

※許可業者に依頼する場合は費用が掛かります。

●受入場所

宮古市千徳 14-111 計量棟

※一般家庭から排出される資源物は、直接、計量棟隣のみやこ広域リサイクルセンターへ搬入をお願いします。

●受入時間（施設共通）

午前8時30分～12時、

午後1時～4時30分

※日曜日、1月1日～3日は休みです。

●ごみの分別区分

事務局ホームページに掲載している「ごみの分別受入辞典」またはお住まいの市町村で発行しているごみ分別辞典等をご覧ください。

●搬入方法

■事前の予約は不要です。

■ごみは種類ごとに処理していますので、分別してお持ちください。

■ごみは種類により指定された袋に入れて持ち込んでください。

■地域ごとに排出量を集計していますので、係員の聞き取りにご協力願います。

●ごみ処理手数料

■家庭系一般廃棄物

【可燃ごみ・不燃ごみ】

50kgまで無料。50kgを超えた場合、10kgごとに50円加算。

※フロンガスを回収する必要があるごみは、1個につき500円加算。

【資源物・使用済小型家電】

無料

■事業系一般廃棄物

【可燃ごみ・不燃ごみ】

10kgまで50円。10kgを超えた場合、10kgごとに50円加算。

【缶類・ビン類・ペットボトル】

10kgまで30円。10kgを超えた場合、10kgごとに30円加算。

※個人消費に伴って排出されたものに限ります。

※事業活動に伴って排出されたものについては産業廃棄物として適正に処理してください。

■小動物の死体

1体につき20kgまで1,000円。

20kgを上回ると1,500円。

※ペットとして飼われていた動物でも廃棄物として取扱いますので、ご了承ください。

●ごみの収集運搬許可業者

地域	業者名	電話番号	
宮古市	リアス環境管理(株)	0193-62-0015	
	宮古環境管理(株)	0193-63-7363	
	建掃産業	0193-67-2176	
	(株)宮古衛生社	0193-62-1997	
	(有)ニコニコ総合企業	0193-63-4690	
	田老地域	(有)田老衛生社	0193-87-2063
		(有)田川商店	0193-87-5356
	新里地域	新里衛生社	0193-72-2378
	川井地域	(株)川井衛生	0193-76-2514
	山田町	(有)山田清掃社	0193-82-4677
(有)芳賀清掃社		0193-86-2826	
マルヨ産業運送(株)		0193-89-7120	
(有)大和		0193-86-2078	
岩泉町	(有)岩泉衛生社	0194-22-2543	
	中央第一総合(有)	0194-22-3434	
	岩泉産廃興業(有)	0194-25-5109	
田野畑村	(有)クリーン田野畑	0194-33-3033	
	(有)田野畑リサイクル	0194-34-2224	

し尿の汲取りについて

し尿の汲取りは、お住まいの地域の許可業者に依頼をしてください。

お盆、年末などの前は、汲取り依頼が集中しますので、早めの連絡を心がけましょう。

●し尿の汲取り料金

180ℓまで 1,161 円。180ℓ を超えた場合、18ℓ ごとに 116 円 10 銭加算。

●し尿の収集運搬許可業者

地 域	業 者 名	電話番号
宮古市	宮古地域	(株)宮古衛生社 0193-62-1997
		(有)ニコニコ総合企業 0193-63-4690
		(有)文化衛生社 0193-63-5080
	田老地域	(有)田老衛生社 0193-87-2063
	新里地域	新里衛生社 0193-72-2378
	川井地域	(株)川井衛生 0193-76-2514
山田町	(有)三陸衛生社 0193-82-2476	
	貫洞衛生社 080-1667-7691	
	(有)マリン衛生社 0193-81-2555	
	(株)コバヤシ 0193-82-3030	
岩泉町	(有)岩泉衛生社 0194-22-2543	
	中央第一総合(有) 0194-22-3434	
田野畑村	(有)田野畑清掃社 0194-34-2650	

使用済小型家電を回収しています

燃やせないごみから希少な金属を回収することを目的に、使用済小型家電を回収しています。

公共施設に設置している回収ボックスへ投入するか、みやこ広域リサイクルセンターへ直接、持ち込んで下さい。

●対象品目

携帯電話類、パソコン類、デジタルカメラ類、映像用機器 (DVD プレイヤー等)、音響機器 (デジタルオーディオプレイヤー等)、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、ゲーム機、カー用品 (カーナビ、カーステレオデッキ等)
 ※回収ボックスに入らないものは、みやこ広域リサイクルセンターへ直接、持ち込んで下さい。

●回収ボックス設置場所

地 域	設 置 場 所		
宮古市	宮古地域	宮古市役所	
		崎山出張所	
		津軽石出張所	
		重茂出張所	
		花輪出張所	
		きれいなまち推進室	
	田老地域	田老総合事務所	
		新里地域	新里総合事務所
			川井地域
	小国出張所		
	門馬出張所		
川内出張所			
山田町	山田町役場		
	豊間根支所		
	船越支所		
	織笠コミュニティセンター		
	大浦漁村センター		
	大沢ふるさとセンター		
岩泉町	岩泉町役場 (本庁舎 2 階)		
	町民会館		
	小川支所		
	大川支所		
	小本支所		
	安家支所		
	有芸支所		
田野畑村	田野畑村役場		
	アスビーホール		
	田野畑村保健センター		

生ごみ減量化にご協力願います

生活系の燃やせるごみのうち、約半分を生ごみが占めており、その生ごみの 80% 以上が水分といわれています。

組合では、生ごみの減量化に向けた取り組みのひとつとして、「ひと絞り運動」を推進しています。

●生ごみのひと絞り効果

■生ごみを絞ることで約10%減量することが

でき、ごみ出しも楽になります。

■生ごみの腐敗や悪臭が軽減され、ごみ集積所の環境を良くすることができます。

■ごみの減量化により、収集車の運搬効率や処理施設での焼却効率が向上するため、二酸化炭素の排出を抑制でき、さらには処理費用を低減することができます。

●水切りアイデアの紹介

家庭でのちょっとした心がけが生ごみの減量化につながることができます。皆さんも、できることからチャレンジしてみてください。

■野菜くずは濡らさないようにし、直接ごみ袋に入れる。

■お茶殻などの水分の多いものは、乾燥させてから捨てる。

■三角コーナーの生ごみは、一晩おいてから捨てる。

■水切りネットを手で絞る。

●生ごみの堆肥化でさらに減量

生ごみの減量とリサイクルを目的に、生ごみの堆肥化も推進しています。構成市町村では、生ごみ処理機や処理容器の購入費の一部を補助しておりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

資源の分別にご協力をお願いします

資源物として回収されたごみは、原料として再利用され、様々な製品へ生まれ変わります。

種類の異なるもの、汚れたもの、強い臭いがついているものが混入してしまうと、再利用できない場合があります。

また、かみそりやライターなどが混入すると、リサイクル工場での事故や火災につながる恐れがあります。

分別の徹底にご協力をお願いします。



資源物に混入していた不適物

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事

平成 27 年 8 月に着工した宮古清掃センターの改良工事は、1 号炉の改修が終了し、今年度は 2 号炉の改修を行っています。

工事期間中は、1 炉でのごみ焼却となりますので、引き続きごみの減量化にご協力をお願いします。

また、安全確保のため見学者の受け入れを休止します。

※みやこ広域リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場は、通常どおり見学できます。

イベント情報

●フリーマーケットの開催

家庭で使用しなくなった物品の譲渡又は譲受けを希望する皆さんに組合内敷地を解放しフリーマーケットを開催しています。開催は 5 月から 9 月までの各月最終日曜日です。

出店を希望される方は、開催月にお住まいの市町村広報等を確認のうえ組合へお申込みください。



平成 28 年 5 月 フリーマーケット

●再生品お譲り展示会の開催

組合に搬入された物品で再利用の可能なものを無償でお譲りします。

開催日が決まり次第、お住まいの市町村広報でお知らせします。

●ポスターコンクールの開催

小学生を対象に、3R、環境保護を推進するための啓発用ポスターを募集しています。

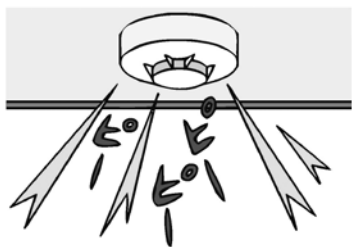
各小学校にご案内しておりますので、募集内容を確認し、応募をお願いします。

なお、募集内容等は、事務局ホームページにも掲載しています。

消防からのお知らせ

●住宅用火災警報器を設置しましょう

戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舎など、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置する必要があります。火災予防条例により新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。平成28年6月1日現在、構成市町村の住宅用火災警報器の設置率は82%となっています。



住宅用火災警報器は、火災により発生した煙や熱を感知し、警報音や音声で火災の発生を知らせるための

ものです。火災による死者は、ほとんどが逃げ遅れによるもので、特に就寝時間帯の火災により多く発生しています。大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置していないご家庭では、お早めに設置するようにお願いします。

■どこに設置するの？

すべての寝室に設置してください。2階に寝室がある場合は、階段にも設置が必要です。どちらも煙を感知する住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



■日頃のお手入れは？

住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合がありますので、定期的に掃除を行きましょう。

また、作動試験も定期的に行いましょう。本体のボタンを押すか、ひもを引いたときに音がすれば異常ありません。反応がなければ電池切れか故障です。

■交換の時期を確認しましょう

住宅用火災警報器には、交換期限が定められており、設置してから概ね10年でその期限を迎えます。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。古いものをそのまま使用するのには危険ですので、交換期限がきたら本体ごと新しいものに交換してください。

交換期限は、本体に表示されていますので、確認するようにお願いします。(自動試験機能付きのタイプは、表示された交換期限となったとき又は機能の異常警報が出たときに本体ごと交換してください。)

●花火遊びはルールを守りましょう

子供たちに人気のあるおもちゃ花火は、昔より人々の身近な夏の風物詩として楽しまれてきました。

しかし、「おもちゃ」とはいえ、原料は火薬であり誤った使い方をすると火傷や火災につながり大変危険です。これからの時季、花火をするときは遊び方をよく読み、事故のないように気をつけましょう。

■事故事例1 【新潟県】

自宅前でロケット花火をしていたところ、かやぶき屋根の上に落ちて出火。



■事故事例2

【兵庫県】

地上に置く噴出花火を手を持って着火、地面に置こうとした時爆発して右手を火傷。

■事故事例3 【栃木県】

中学3年生の姉と一緒に駐車場で花火で遊んでいたところ持っていた花火の火が衣服に引火し、腹部など全身の約半分を火傷する重傷。

(事故事例および掲載イラストは公益社団法人日本煙火協会HPより)

宮古地区広域行政組合議会 議員紹介

議員の定数は13人で構成市町村議会から選出されます。選出される議員の人数は、宮古市5人、山田町3人、岩泉町3人、田野畑村2人となっています。

議員の任期は、関係団体の議会の議員の任期によります。

組合議会定例会は3月、10月の年2回です。また、必要ある時は臨時会を開いていません。

議長	松本尚美	(宮古市)
副議長	畠山直人	(岩泉町)
議員	坂本昇	(岩泉町)
議員	伊藤清	(宮古市)
議員	黒沢一成	(山田町)
議員	佐々木重勝	(宮古市)
議員	古館章秀	(宮古市)
議員	野館泰喜	(岩泉町)
議員	畠山拓雄	(田野畑村)
議員	落合久三	(宮古市)
議員	尾形英明	(山田町)
議員	阿部吉衛	(山田町)
議員	菊地大	(田野畑村)

平成27年度 議会報告

定例会を2回、臨時会を2回開催し、全案件が承認、議決されました。

また、各会議録を事務局ホームページの組合議会に掲載しています。

平成27年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成27年5月26日開会

議案第1号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

議案第2号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第3号 和解に関し議決を求めることについて

平成27年10月宮古地区広域行政組合議会定例会

平成27年10月20日開会

認定第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第3号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

平成27年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成27年11月27日開会

議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)

平成28年3月宮古地区広域行政組合議会定例会

平成28年3月23日開会

議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)

議案第3号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第5号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

宮古消防署田老分署が完成しました ～災害復旧事業～



東日本大震災により被災した宮古消防署田老分署が災害復旧事業を活用し、平成28年3月に田老三王地区に完成しました。

新しい田老分署は、大規模災害にも対応できる高い耐震性と停電時でも消防活動に必要な庁舎機能を維持できる設備を備えるほか、消防職員、消防団員の訓練や住民を対象とし

た救急講習などにも利用できます。

また、消防車両を機能的に格納し、安全かつ迅速に災害出動できるよう十分な車庫スペースを確保するほか、24時間勤務する職員の執務スペースや生活スペースを機能的に配置しました。



救急訓練室



事務所



車庫

【事業費／施設概要】

総事業費 168,664,680 円
敷地面積 2,179.59㎡
延床面積 400.1㎡ (鉄骨造平屋建)

【住所】 〒027-0325

宮古市田老三王一丁目1番2号

☎ 0193-87-2545

FAX 0193-87-2529

【編集後記】

田野畑村消防団大演習を皮切りに、恒例の消防演習が広域の各市町村で開催されました。私も、6月5日開催の宮古市消防団大演習に消防団本部団員として参加しました。当日はとても寒くて大変でしたが、消防ポンプ自動車が一斉に放水する様子は会場を沸かせておりました。消防団員の皆様お疲れ様でした。(祥)